

中央区分別収集計画(第11期)の策定について

👉 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）第8条の規定に基づき、3年ごとに5年を一期とする「中央区分別収集計画」を策定する。

1 主な内容

一般廃棄物の中で大きな割合を占める容器包装廃棄物を分別収集し、資源の有効活用を促進することを目的として、区民、事業者、区が連携し一体となって取り組むべき基本的事項と具体的方策を定める。また、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号）第6条の規定に基づき、プラスチック使用製品廃棄物（以下「製品プラスチック」という。）の分別収集及び再商品化に努めることが区市町村に求められていることから、製品プラスチックも本計画の対象とする。

（1）基本的方向

- ア 区民、事業者、区がそれぞれの役割を認識し、相互に協力・連携を図り、循環型社会の形成を目指す。
- イ 「もったいない」という意識を啓発し、ごみの発生抑制、再使用、リサイクルを推進する。
- ウ 多様なリサイクルシステムを構築することにより、資源回収の促進を図る。

（2）計画期間

令和8年度から令和12年度まで

（3）対象品目

スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、ペットボトル、プラスチック製容器包装（発泡スチロール製食品トレイを含む。）、製品プラスチック

中央区分別収集計画(第11期)の策定について

(4) 容器包装廃棄物及び製品プラスチックの排出見込量及び回収計画量

容器包装廃棄物 及び 製品プラスチック※	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
排出量 (うち製品プラスチック)	15,599t (—)	16,371t (—)	16,943t (—)	18,995t (1,470t)	19,601t (1,503t)
回収量 (うち製品プラスチック)	7,968t (—)	8,443t (—)	8,821t (—)	10,679t (1,470t)	11,101t (1,503t)

※ 製品プラスチックについては令和11年度から分別収集を予定

(5) 容器包装廃棄物及び製品プラスチックの排出の抑制を促進するための方策に関する事項

- ア 区民に対する意識啓発
- イ 事業所に対する意識啓発
- ウ 資源回収の拡大

2 根拠法規

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律

3 中央区分別収集計画

別紙(案)のとおり

4 策定年月

令和7年8月

(案)

別紙

中央区分別収集計画 (第11期)

令和7年8月

中 央 区

目 次

1	計画策定の意義	1
2	基本的方向	1
3	計画期間	1
4	対象品目	1
5	各年度における容器包装廃棄物及び製品プラスチックの排出量の見込み (容器包装リサイクル法第8条第2項第1号)	3
6	容器包装廃棄物及び製品プラスチックの排出の抑制を促進するための方策に関する事 項(容器包装リサイクル法第8条第2項第2号)	3
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物及び製品プラスチックの種類並びに当該容 器包装廃棄物及び製品プラスチックの収集に係る分別の区分(容器包装リサイクル法第 8条第2項第3号)	4
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量、容 器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量及び製品 プラスチックの量の見込み(容器包装リサイクル法第8条第2項第4号)	5
9	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量、 容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量及び 製品プラスチックの量の見込みの算定方法	6
10	分別収集を実施する者に関する基本的な事項(容器包装リサイクル法第8条 第2項第5号)	6

- 11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（容器包装リサイクル法第8条
第2項第6号） ----- 7
- 12 その他容器包装廃棄物及び製品プラスチックの分別収集の実施に関し重要な事項 -- 8

中央区分別収集計画（第 1 1 期）

1 計画策定の意義

大量生産・大量消費の社会経済システムは、私たちの生活に豊かさと利便性をもたらした反面、膨大な廃棄物を発生させ、地球環境に悪化をもたらすなど大きな負荷を与えてきた。この解決を図るためには、一人ひとりがライフスタイルを見直し、廃棄物の減量と資源の再利用に取り組み、持続可能な循環型社会の形成を推進していくことが重要となっている。

このような状況の中、本計画は、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成 7 年法律第 1 1 2 号。以下「容器包装リサイクル法」という。）」第 8 条の規定に基づき、一般廃棄物の中で大きな割合を占める容器包装廃棄物を分別収集し、資源の有効活用を促進することを目的として、区民、事業者、区が連携し一体となって取り組むべき基本的事項と具体的方策を定めたものである。

併せて、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和 3 年法律第 6 0 号。以下「プラスチック資源循環法」という。）」第 6 条の規定に基づき、プラスチック使用製品廃棄物（以下「製品プラスチック」という。）の分別収集及び再商品化に努めることが区市町村に求められていることから、製品プラスチックも本計画の対象とする。

本計画により、「中央区一般廃棄物処理基本計画 2 0 2 1」（令和 3 年 3 月策定）に掲げた基本理念「地球への思いやりを未来に紡ぐまち 中央区」のもと、3 R（リデュース、リユース、リサイクル）を一層推進して、快適でうるおいのある循環型社会の構築を目指していくものである。

2 基本的方向

本計画を実施するにあたっての基本的方向を以下に示す。

- (1) 区民、事業者、区がそれぞれの役割を認識し、相互に協力・連携を図り、循環型社会の形成を目指す。
- (2) 「もったいない」という意識を啓発し、ごみの発生抑制、再使用、リサイクルを推進する。
- (3) 多様なリサイクルシステムを構築することにより、資源回収の促進を図る。

3 計画期間

本計画の計画期間は、令和 8 年 4 月を始期とする 5 年間とし、3 年ごとに改定する。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無

色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、ペットボトル、プラスチック製容器包装（発泡スチロール製食品トレイを含む）を対象とする。また、製品プラスチックも対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物及び製品プラスチックの排出量の見込み (容器包装リサイクル法第8条第2項第1号)

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
容器包装廃棄物	15,599t	16,371t	16,943t	17,525t	18,098t
製品プラスチック	—	—	—	1,470t	1,503t

※ 燃やすごみ・燃やさないごみに混入されているものを含む。

6 容器包装廃棄物及び製品プラスチックの排出の抑制を促進するための方 策に関する事項（容器包装リサイクル法第8条第2項第2号）

(1) 区民に対する意識啓発

ごみの発生抑制やリサイクルの意識向上を図るため、積極的な情報及び場の提供を行う。

◎リサイクルハウスかざぐるまの運営 ◎エコまつり ◎小学生向けリサイクルハンドブ
ックの配布 ◎清掃リサイクル学習 ◎清掃リサイクル講演会

(2) 事業所に対する意識啓発

事業者と連携し、ごみの発生抑制・リサイクルについての普及・啓発を推進する。

◎大規模事業所等に対する立入検査によるごみの排出抑制、減量・リサイクルについての
指導や助言 ◎廃棄物管理責任者講習会 ◎優良事業者への感謝状の贈呈

(3) 資源回収の拡大

区民や事業者が参加しやすい多様なリサイクルルートを構築して、資源回収を拡大し、廃
棄物の減量を図る。

◎集団回収の支援 ◎拠点回収の充実 ◎「ちゅうおうエコ・オフィス町内会」への参加
促進 ◎集合住宅等大規模建築物の資源保管場所等の設置指導

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物及び製品プラスチックの種類並びに当該容器包装廃棄物及び当該製品プラスチックの収集に係る分別の区分（容器包装リサイクル法第8条第2項第3号）

処分施設の状況や国が定める再商品化計画等を総合的に考慮し、分別収集する容器包装廃棄物及び製品プラスチックの種類及び収集に係る分別の区分を次のように定める。

分別収集する容器包装廃棄物及び製品プラスチックの種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	缶
主としてガラス製の容器 無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他の色のガラス製容器	ガラスびん
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	飲料用紙パック
主として段ボール製の容器	段ボール
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	発泡スチロール製食品トレイ （以下「トレイ」と表記）
	ペットボトル、トレイ以外の プラスチック製容器包装 （以下「その他のプラスチック製容器包装」と表記）
プラスチック資源循環法に基づき分別収集するもの	製品プラスチック

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量、容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量及び製品プラスチックの量の見込み（容器包装リサイクル法第8条第2項第4号）

各年度における分別収集対象品目の回収量見込みは下表のとおりである。

年度 区分		令和 8 年度		令和 9 年度		令和10年度		令和11年度		令和12年度	
缶	スチール製容器	217		230		240		251		262	
	アルミ製容器	134		142		148		155		161	
	小計	351		372		388		406		423	
ガラスびん	無色のガラス製容器	(合計) 979		(合計) 1,037		(合計) 1,084		(合計) 1,131		(合計) 1,179	
		(引渡 量)	(独自処理量)	(引渡 量)	(独自処理量)	(引渡 量)	(独自処理量)	(引渡 量)	(独自処理量)	(引渡 量)	(独自処理量)
		979	0	1,037	0	1,084	0	1,131	0	1,179	0
	茶色のガラス製容器	(合計) 534		(合計) 566		(合計) 591		(合計) 617		(合計) 643	
		(引渡 量)	(独自処理量)	(引渡 量)	(独自処理量)	(引渡 量)	(独自処理量)	(引渡 量)	(独自処理量)	(引渡 量)	(独自処理量)
		534	0	566	0	591	0	617	0	643	0
	その他の色のガラス製容器	(合計) 2,136		(合計) 2,263		(合計) 2,365		(合計) 2,469		(合計) 2,573	
		(引渡 量)	(独自処理量)	(引渡 量)	(独自処理量)	(引渡 量)	(独自処理量)	(引渡 量)	(独自処理量)	(引渡 量)	(独自処理量)
		2,136	0	2,263	0	2,365	0	2,469	0	2,573	0
	小計	(合計) 3,649		(合計) 3,866		(合計) 4,040		(合計) 4,217		(合計) 4,395	
		(引渡 量)	(独自処理量)	(引渡 量)	(独自処理量)	(引渡 量)	(独自処理量)	(引渡 量)	(独自処理量)	(引渡 量)	(独自処理量)
		3,649	0	3,866	0	4,040	0	4,217	0	4,395	0
古紙	飲料用紙パック	10		11		11		12		12	
	段ボール	2,205		2,336		2,441		2,548		2,656	
	その他の紙製容器包装	(合計) 0		(合計) 0		(合計) 0		(合計) 0		(合計) 0	
		(引渡 量)	(独自処理量)	(引渡 量)	(独自処理量)	(引渡 量)	(独自処理量)	(引渡 量)	(独自処理量)	(引渡 量)	(独自処理量)
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	小計	(合計) 2,215		(合計) 2,347		(合計) 2,452		(合計) 2,560		(合計) 2,668	
		(引渡 量)	(独自処理量)	(引渡 量)	(独自処理量)	(引渡 量)	(独自処理量)	(引渡 量)	(独自処理量)	(引渡 量)	(独自処理量)
	0	2,215	0	2,347	0	2,452	0	2,560	0	2,668	
プラスチック	ペットボトル	(合計) 1,101		(合計) 1,167		(合計) 1,219		(合計) 1,273		(合計) 1,327	
		(引渡 量)	(独自処理量)	(引渡 量)	(独自処理量)	(引渡 量)	(独自処理量)	(引渡 量)	(独自処理量)	(引渡 量)	(独自処理量)
		1,101	0	1,167	0	1,219	0	1,273	0	1,327	0
	その他のプラスチック製容器包装	(合計) 652		(合計) 691		(合計) 722		(合計) 753		(合計) 785	
		(引渡 量)	(独自処理量)	(引渡 量)	(独自処理量)	(引渡 量)	(独自処理量)	(引渡 量)	(独自処理量)	(引渡 量)	(独自処理量)
		650	2	689	2	720	2	753	0	785	0
	うちトレイ(※)	(合計) 2		(合計) 2		(合計) 2		(合計) 0		(合計) 0	
		(引渡 量)	(独自処理量)	(引渡 量)	(独自処理量)	(引渡 量)	(独自処理量)	(引渡 量)	(独自処理量)	(引渡 量)	(独自処理量)
		0	2	0	2	0	2	0	0	0	0
	製品プラスチック（プラスチック資源循環法に基づく分別対象物）	(合計) 0		(合計) 0		(合計) 0		(合計) 1,470		(合計) 1,503	
		(引渡 量)	(独自処理量)	(引渡 量)	(独自処理量)	(引渡 量)	(独自処理量)	(引渡 量)	(独自処理量)	(引渡 量)	(独自処理量)
		0	0	0	0	0	0	1,470	0	1,503	0
小計	(合計) 1,753		(合計) 1,858		(合計) 1,941		(合計) 3,496		(合計) 3,615		
	(引渡 量)	(独自処理量)	(引渡 量)	(独自処理量)	(引渡 量)	(独自処理量)	(引渡 量)	(独自処理量)	(引渡 量)	(独自処理量)	
	1,751	2	1,856	2	1,939	2	3,496	0	3,615	0	
中央区回収量合計		(合計) 7,968		(合計) 8,443		(合計) 8,821		(合計) 10,679		(合計) 11,101	
		(引渡 量)	(独自処理量)	(引渡 量)	(独自処理量)	(引渡 量)	(独自処理量)	(引渡 量)	(独自処理量)	(引渡 量)	(独自処理量)
		5,400	2,568	5,722	2,721	5,979	2,842	7,713	2,966	8,010	3,091

※ 令和11年度から、その他のプラスチック製容器包装に含む。

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量、容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量及び製品プラスチックの量の見込みの算定方法

分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量、容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量及び製品プラスチックの量の見込み

= 直近年度の分別基準適合物等の収集実績×排出原単位(一人一日当たり)増減率の平均値×人口変動率

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項(容器包装リサイクル法第8条第2項第5号)

分別収集は、資源（分別）回収、拠点回収等を活用して行う。

容器包装廃棄物・製品プラスチックの種 類		収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段 階	
金 属	スチール製容器	缶	区による定期収集(週1回) 住民団体による集団回収	民間業者	
	アルミ製容器				
ガ ラ ス	無色のガラス製容器	ガラスびん			
	茶色のガラス製容器				
	その他の色のガラス製容器				
紙 類	飲料用紙製容器	飲料用紙パック			区による拠点回収 住民団体による集団回収
	段ボール	段ボール			区による定期収集(週1回) 住民団体による集団回収
	その他の紙製容器包装	—	—	—	
プ ラ ス チ ック	ペットボトル	ペットボトル	区による定期収集(週1回) 住民団体による集団回収	民間業者	
	(発泡スチロール製食品トレイ)	トレイ	区による拠点回収		
	その他のプラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装	区による定期収集(週1回)		
	製品プラスチック	製品プラスチック			

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項(容器包装リサイクル法第8条第2項第6号)

民間の施設を活用し、選別、圧縮、保管等を行う。

分別収集する容器 包装廃棄物・製品 プラスチックの種類	収集に係る 分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
スチール製容器	缶	プラスチック コンテナ	平ボディ車 (2～4t) 住民団体が契約 する民間業者の車	民間業者
アルミ製容器				
無色のガラス製容器	ガラスびん	袋 住民団体が契約 する民間業者が 指定する容器		
茶色のガラス製容器				
その他の色のガラス製容器				
飲料用紙製容器	飲料用 紙パック	拠点回収箱 プラスチックコンテナ 住民団体が契約 する民間業者が 指定する容器		
段ボール	段ボール	ひもで結束		
その他の紙製容器包装	—	—	—	—
ペットボトル	ペットボトル	袋 住民団体が契約 する民間業者が 指定する容器	小型プレス車 住民団体が契約 する民間業者の車	民間業者
その他のプラスチック製容器包装	トレイ	拠点回収箱 プラスチックコンテナ	平ボディ車 (2～4t)	
	プラスチック 製容器包装	袋	小型プレス車	
製品プラスチック	製品 プラスチック			

12 その他容器包装廃棄物及び製品プラスチックの分別収集の実施に関し重要な事項

- (1) 学識経験者、区民、事業者等からなる「中央区清掃・リサイクル推進協議会」において、ごみの発生抑制や資源の有効利用等について検討を行う。
- (2) 町会・自治会等の区民による集団回収を促進するため、助成金の交付、用具の貸付・支給などの支援を行う。
- (3) 毎年度、分別収集の実績を確認し、3年後の計画改定の際の見直し資料として役立てる。